【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年６月30日
【会社名】	ニチモウ株式会社
【英訳名】	NICHIMO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　松本　和明
【本店の所在の場所】	東京都品川区東品川二丁目２番20号
【電話番号】	03(3458)3530
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　八下田　良 知
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目２番20号
【電話番号】	03(3458)3530
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員　八下田　良 知
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

平成28年６月29日開催の当社第130回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

（１）当該株主総会が開催された年月日

平成28年６月29日

（２）当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金処分の件

１．剰余金の処分に関する事項

①減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　2,900,000,000円

②増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　2,900,000,000円

２．期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭

②株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき５円　　総額170,714,965円

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年６月30日

第２号議案 定款一部変更の件

１．「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行にともない、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されたことから、当社は、取締役会の監督機能を高めるとともに、より一層の企業統治体制の強化、企業価値の更なる向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行う。

２．会社法第459条第１項各号の規定に基づき、資本政策および配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設し、あわせて剰余金の配当の基準日に関する規定を整備する。

３．その他、一部字句および表現の修正、条文の追加および削除にともなう条数の変更等、所要の変更を行う。

第３号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）７名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、小池由紀夫、松本和明、田部　昇、八下田良知、是村忠良、宇田川純一および土田祥之の各氏を選任する。

第４号議案 監査等委員である取締役５名選任の件

監査等委員である取締役として、龍田尚哉、魚森　保、荻須秀次、吉竹　修および菊池達也の各氏を選任する。

第５号議案 補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、原田尚知氏を選任する。

第６号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額２億40百万円以内、取締役の報酬等の額とは別枠で、取締役に対してストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内とし、各取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとする。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第７号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とし、各監査等委員である取締役に対する具体的な金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとする。

（３）当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議結果

議　　案	賛　　成	反　　対	棄　　権	賛 成 率	決議結果
第１号議案	23,165個	40個	0個	98.95%	可決
第２号議案	21,506個	1,699個	0個	91.87%	可決
第３号議案					
小　池　由紀夫	21,731個	1,474個	0個	92.83%	可決
松　本　和　明	21,787個	1,418個	0個	93.07%	可決
田　部　　昇	22,794個	411個	0個	97.37%	可決
八下田　良　知	22,794個	411個	0個	97.37%	可決
是　村　忠　良	22,794個	411個	0個	97.37%	可決
宇田川　純　一	22,794個	411個	0個	97.37%	可決
土　田　祥　之	22,804個	401個	0個	97.41%	可決
第４号議案					
龍　田　尚　哉	23,110個	95個	0個	98.72%	可決
魚　森　　保	23,110個	95個	0個	98.72%	可決
荻　須　秀　次	20,799個	2,406個	0個	88.85%	可決
吉　竹　　修	20,562個	2,643個	0個	87.83%	可決
菊　池　達　也	21,636個	1,569個	0個	92.42%	可決
第５号議案					
原　田　尚　知	22,031個	1,174個	0個	94.11%	可決
第６号議案	23,062個	143個	0個	98.51%	可決
第７号議案	23,062個	143個	0個	98.51%	可決

（注）１．各議案の可決要件は、次のとおりです。
・第１号議案、第６号議案および第７号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
・第２号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。
・第３号議案、第４号議案および第５号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．賛成率の計算方法は、本株主総会に出席した株主の議決権の数（本総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分）に対する議案の賛否に関して確認できた議決権数の割合であります。

（４）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認ができたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以　上